

件名 インディアナ州における復興計画の発表について

ポイント

5月1日(金)、ホルコム知事は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、4つの原則と5つの段階を発表しました。また、関連して第一段階と第二段階の詳細に関する行政命令も発令されました。同計画・行政命令では、自宅滞在命令が発令された3月24日から5月4日までを第一段階と位置付け、5月1日23時59分までとされていた現在の自宅滞在命令については、5月4日23時59分まで延長することとされています。その後、一部の郡を除き、同時刻から第二段階に入ることとされています。詳細は本文と関連のリンクをご覧ください。

本文

5月1日(金)、ホルコム知事は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、4つの原則と5つの段階を発表しました。また、関連して第一段階と第二段階の詳細に関する行政命令も発令されました。

○4つの原則 (https://www.backontrack.in.gov/files/BackOnTrack-IN_ReOpenPrinciples.pdf)

大まかな日程は以下の復興計画の日程に示されているものの、実際に次の段階へ進めるかは以下の4つの点を主に考慮して郡ごとに検討されることとなっています。

- 1 新型コロナウイルスによる入院患者数
- 2 ICU 病床と人工呼吸器の利用可能数
- 3 新型コロナウイルスの検査可能数
- 4 新たな患者が出た時に追跡ができる体制

○復興計画の日程(今後の状況次第で変更の可能性あり)

(<https://www.backontrack.in.gov/2348.htm>)

第一段階: 3月24日～5月4日23時59分

第二段階: 5月4日23時59分～5月23日

※Marion 郡、Lake 郡は5月11日23時59分から、Cass 郡は5月18日23時59分から第二段階へ移行。

第三段階: 5月24日～6月13日

例: 社会的距離を保った100人以下の集まりが可能。小売店やショッピングモールは通常営業時の75%以下の定員等の条件下で営業可能。映画館、ジム、プールなども一定の条件下で営業可能。

第四段階: 6月14日～7月3日

例: 社会的距離を保った250人以下の集まりが可能。レストランは通常営業時の75%以下の定員等の条件下で営業可能。博物館や水族館、バーなども通常営業時の半分の定員等の条

件下で営業可能。

第五段階: 7月4日～

例: 社会的距離は保った上で、250人を超えた人数の集まりが可能(祭りやコンベンション等も含む)。ほとんどの施設で通常営業時の定員での営業が可能。次のスクールイヤーの対応について決定を行う。

○第二段階でのポイント、主な変更点

- ・必要不可欠でない旅行・移動の解禁。ただし、引き続き最小限に留めるよう求められるとともに、65歳以上または既往症等のため重症化するリスクの高い人々は自宅に滞在することを強く推奨。
- ・公共の場ではマスク等を付けることを推奨。
- ・社会的距離を保った25人以下の集まりが可能。
- ・可能な場合はリモートワークを引き続き実施。
- ・衣料品、家具、宝飾店などの小売店やショッピングモールは通常営業時の半分の定員等の条件下で営業可能。
- ・これまで操業が許されなかった製造業も OSHA(労働安全衛生局)及び CDC のガイドラインを遵守して操業再開可能。
- ・第二段階第2週目(5月4日23時59分に第二段階に入る場合は5月11日23時59分)には、レストランや食品を提供するバーは通常営業時の半分の定員等の条件下で営業可能。
- ・第二段階第2週目には、理美容店、ネイルサロン等も予約者限定等の条件下で営業可能。

第二段階に関する命令の詳細については、次のリンクを参照願います。

<https://www.in.gov/gov/files/Executive%20Order%202020-26%20Roadmap%20to%20Reopen.pdf>

○法執行体制

職場の安全基準違反に関してはIOSHA(インディアナ労働安全衛生局)が、それ以外の点については法執行対応チームが、本命令違反に係る通報に対して調査を行います。この命令に従わない場合は、法執行対応チームが口頭での警告を行いますが、それでも命令に従わない場合には、書面による中止命令が出され、事業の閉鎖命令、更には営業免許や許可が取消されるとともに、地方検察官が起訴し、最長 180 日の収監及び最大 1,000 ドルの罰金が科される可能性があります。

○インディアナ州の自宅滞在命令は、地域ごとに独自の条例や規則等を定めることを妨げておりませんので、各自治体で一層厳しい条例等が設定されることもあります。今後、お住まいの地域における動きをご確認ください。

○在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、最小限の外出

に留め、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応)(注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注)コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。